

弁護士業務改革シンポジウム規則

(平成元年三月十七日規則第四十八号)

改正 平成一三年 二月 二日

同 一三年一月二〇日

令和 三年 三月一八日

第一条 日本弁護士連合会（以下連合会という。）は、国民の基本的人権の擁護、紛争の予防と公平・適切な解決、その他社会のあらゆる領域において必要とされる弁護士業務（弁護士法人業務を含む。以下同じ。）の重要性に鑑み、弁護士業務に関する諸問題についての必要な調査・研究を行い、弁護士業務の発展・改革に資するため、毎年又は隔年一回弁護士業務改革シンポジウム（以下シンポジウムという。）を開催する。ただし、災害その他のやむを得ない事由により、隔年一回開催することが困難である場合は、この限りでない。

第二条 シンポジウムの主題、開催日及び開催地は、弁護士業務改革委員会の意見を徴した上理事会で決定する。

第三条 連合会は、会長が委嘱する相当数の会員、弁護士業務改革委員会の委員長及び同委員会が推薦し会長が委

- 1 -

嘱する相当数の委員をもつて弁護士業務改革シンポジウム運営委員会（以下運営委員会という。）を構成する。

2 運営委員会は、シンポジウムの準備とその運営にあたる。

3 運営委員会は、その年度のシンポジウムの目的の終了とともにその任務を終わる。

4 運営委員会の委員長は、弁護士業務改革委員会の委員長がこれにあたる。ただし、その年度のシンポジウムの目的の終了前に当該委員長が弁護士業務改革委員会の委員長の任期を終了するときは、会長は、同委員会の意見を徴して、当該委員長をシンポジウムの目的が終了するまでの間、引き続き運営委員会委員長の任にあてることができる。

第四条 連合会は、シンポジウムの成果を出版することができる。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年二月二日改正）

題名、第一条、第二条及び第三条の改正規定は平成十三年二月二日から施行する。

附 則（平成一三年一月二〇日規則第七九号

- 2 -

弁護士法人創設に係る弁護士法改正に伴う
規則等整備に関する規則 第一条改正)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月一八日改正)

第一条及び第二条の改正規定は、令和三年三月十八日から施行する。